

会 長 談 話

本日、福島原子力発電所事故により、福島県及び宮城県から大阪府及び兵庫県下に避難されてきた8世帯25名の方々が、東京電力に対する損害賠償請求に関する和解仲介手続の申立てを、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）に行いました。

東日本大震災及び福島原子力発電所事故による全国の避難者の数は、復興庁が把握しているだけでも34万4000人に上り、その多くは福島原子力発電所事故による避難者です。関西2府4県に避難されてきた方も、4105名にも及んでいます（平成24年4月5日現在）。故郷を遠く離れて避難されてきた方々の物心両面における過酷な負担は想像を絶するものであります。

これに対し、避難者への賠償は、迅速かつ柔軟な賠償に応じるべき東京電力の法及び原子力損害賠償紛争審査会の一般指針にもとる硬直的な対応のため遅々として進まず、紛争解決センターへの申立てが増えてきたというものの、未だ申立て件数2037件で、和解成立件数も100件に過ぎません（同年4月27日現在）。

今回の申立ては、関西圏において初めて集団でなされたものです。

当会は、遠く関西圏に避難されてきた方々の一刻も早い生活再建のために、迅速かつ適切な内容での和解の成立を強く望みます。そのためにも、紛争解決センターに対し、申立人らの避難先における審理の実施を強く要望するとともに、当会においても、避難先における円滑な審理のための協力を惜しむものでないことを申し添えます。

2012年（平成24年）5月7日

大阪弁護士会

会 長 藪 野 恒 明